

一般国道31号（広島呉道路）に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と西日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「一般国道31号（広島呉道路）に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙4を次のとおり改める。

道路資産の貸付料の額

西日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
				うち盛土・切土・ のり面構造物等分	うち橋梁・ トンネル等分
H 1 8	2,821百万円	691百万円	1,558百万円	335百万円	1,223百万円
H 1 9	2,957百万円	818百万円	1,845百万円	396百万円	1,449百万円
H 2 0	2,899百万円	810百万円	1,826百万円	392百万円	1,434百万円
H 2 1	3,005百万円	843百万円	1,900百万円	408百万円	1,492百万円
H 2 2	2,893百万円	811百万円	1,829百万円	393百万円	1,436百万円
H 2 3	2,839百万円	760百万円	1,715百万円	368百万円	1,347百万円
H 2 4	2,851百万円	764百万円	1,723百万円	370百万円	1,353百万円
H 2 5	2,865百万円	768百万円	1,733百万円	372百万円	1,361百万円
H 2 6	2,875百万円	771百万円	1,740百万円	374百万円	1,366百万円
H 2 7	2,902百万円	779百万円	1,756百万円	377百万円	1,379百万円
H 2 8	2,904百万円	780百万円	1,758百万円	378百万円	1,380百万円
H 2 9	2,916百万円	783百万円	1,766百万円	379百万円	1,387百万円
H 3 0	2,913百万円	782百万円	1,764百万円	379百万円	1,385百万円
H 3 1	2,926百万円	785百万円	1,772百万円	381百万円	1,391百万円
H 3 2	1,480百万円	286百万円	646百万円	139百万円	507百万円

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 1 8 年 9 月 2 1 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

西日本高速道路株式会社
代表取締役会長 石 田 孝